

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景

本県では、人口減少の進行や自家用自動車の普及等により、地域公共交通の利用が減少傾向にあり、地域住民の移動手段として必要不可欠なバス路線や第三セクター鉄道等の運行維持が困難な状況となっています。

地域公共交通を運行する交通事業者は、利用者の減少により経営状況が悪化しているほか、乗務員等の担い手不足や高齢化など、労務環境についても事業継続を図る上で大きな課題となっています。

また、各自治体は、路線バスの運行費への支援や自ら運行するコミュニティ交通の運営等により、その財政負担は増加傾向にあります。

本県の人口は、今後さらに減少していくことが見込まれるものの、地域公共交通は、高齢者の買い物・通院や高校生の通学などといった日常生活の外出手段として、また観光やビジネスなど交流のアクセス手段として、地域内又は地域間をつなぐ重要な役割を引き続き果たすことが求められています。

地域公共交通が抱えるこれらのさまざまな課題を受けて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され（2020年（令和2年）11月）、地方公共団体に、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。

そのため、県では、2021年（令和3）年3月に「秋田県地域公共交通活性化協議会」を設置し、計画の策定に向けて、本県の地域公共交通ネットワークのあり方や活性化に向けた方策等について議論を重ねてきました。

表 令和3年度秋田県地域公共交通活性化会議の開催状況

回数	開催日			
	協議会	地域部会		
		県北	中央	県南・由利
第1回	2021年6月8日	2021年5月20日	2021年5月24日	2021年5月26日
第2回	2021年10月26日	2021年10月12日	2021年10月13日	2021年10月15日
第3回	2021年12月21日	2021年11月26日	2021年11月30日	2021年11月25日
パブリックコメントによる意見募集実施（2022年1月14日～2月13日）				
第4回	2022年2月18日	2022年2月15日	2022年2月16日	2022年2月17日

※全てリモート開催

1-2 計画の目的

以上の背景を踏まえて、秋田県として関係者が一丸となって目指すべき”地域公共交通のあるべき姿”や、その実現に向けて利用者も巻き込んで”総力戦”として取り組むべき具体的な事業、さらには、事業の進捗をチェックし、改善を重ね続けるための体制等を示すものとして、本計画を策定するものです。

1-3 計画で使用する用語の定義

本計画では、乗合バス路線等について、次のとおり定義します。

表 バス路線等の区分

用語	内容
広域路線	市町村を跨いで広域的、幹線的に運行するバス路線
域内交通	1市町村内を運行するバス路線、コミュニティ交通

また、本県の乗合バス運行費への補助事業では、以下の4つの運行形態に区分しており、本計画でもこの区分に基づき、整理・分析等を行っています。

表 国または県の補助事業の区分

補助対象	運行主体	補助主体	備考
地域間幹線系統	バス事業者	国・県・市町村	複数市町村にまたがる系統
生活バス	バス事業者	県・市町村	原則単一市町村内で完結する系統
フィーダー系統	市町村・バス事業者	国・県	鉄道・幹線系統に接続する枝線
マイタウン・バス	市町村	県	乗合タクシー等のコミュニティ交通

1-4 計画策定に当たり実施した調査

本計画の策定に当たり、地域における移動の特性やニーズ、地域公共交通の担い手である交通事業者の意向等を把握するため、以下の調査を実施しました。

表 計画策定に当たり実施した調査一覧

No.	調査名称	調査方法	調査の目的
1	県民アンケート調査	郵送配布・郵送回収	○県民の移動実態、公共交通の利用実態等を把握
2	市町村アンケート調査	メール配布・メール回収	○自治体主体や民間主体による移動サービス等の実態等を把握
3	高等学校アンケート調査	メール配布・メール回収	○高校生の通学実態（居住地・手段・時間等）を把握
4	主要施設等アンケート調査	郵送配布・郵送回収	○県内の施設等による送迎サービス等を把握
5	交通事業者ヒアリング調査	対面・リモート	○交通事業者の運営上及び公共交通運行上の問題・課題等を把握
6	広域バス路線乗り込み調査	調査員の直接乗り込み	○広域路線バスの利用特性等を把握
7	主要交流拠点乗継調査	WEB配布・WEB回収	○主要な拠点における広域的な乗継ぎの実態等を把握
8	交通拠点利用環境調査	現地調査	○交通拠点における待合環境・バリアフリー環境等の実態を把握

2. 計画の位置づけ

本計画は、県政の方針等を定める「新秋田元気創造プラン」を上位計画として位置づけるとともに、当該プランに定める基本的な方針や方向性等との整合性を図るものとします。

また、都市計画や観光、医療、福祉、教育などの他分野における各種計画を関連計画として位置づけ、これらの計画に掲げる施策等とも連携し、相互に補完し合いながら、秋田県の将来像の実現に向けた取組を進めるものとします。

なお、県の地域公共交通計画では、主に複数の市町村間を運行する路線バスや鉄道など広域的な機能を担う地域公共交通について検討していますが、圏域ごとの地域公共交通の課題や方向性についても整理していることから、今後、市町村において地域公共交通計画を策定及び改訂する上での方向性を示すとともに、主に日常生活に密着したコミュニティバスなど域内交通を検討する市町村計画と連携・補完しながら、県全体の地域公共交通ネットワークの構築を図るものとします。

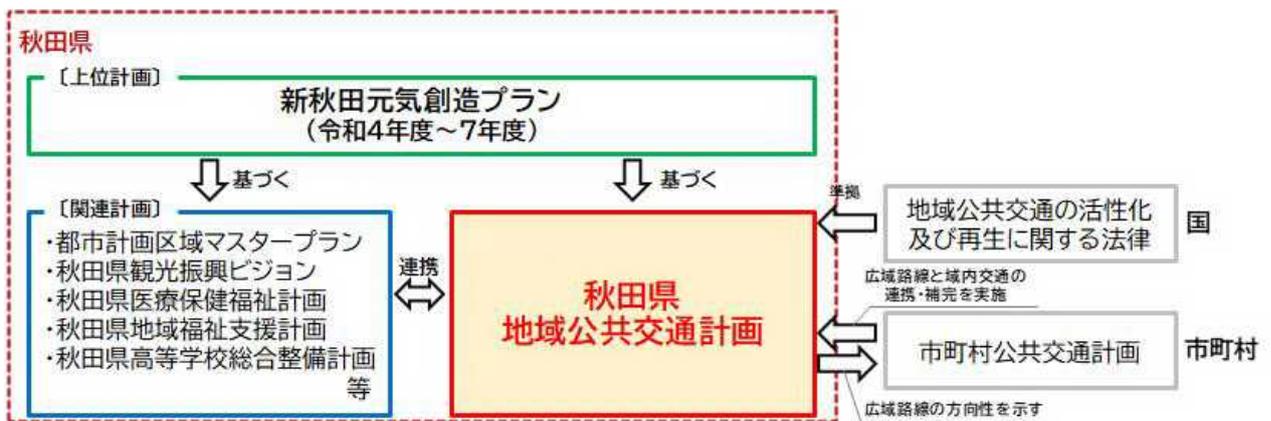


図 計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の計画期間は2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5か年とします。なお、本計画に示す内容等については、上位計画である新秋田元気創造プランの見直しや、本計画の根拠となる法律・制度等の改正、その他社会情勢等の変化など、地域公共交通等を取り巻く状況に変化が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直し等を行うものとします。

計画	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
秋田県 地域公共交通計画	2022年度～2026年度				
〔上位計画〕 新秋田 元気創造プラン	2022年度～2025年度				

図 計画期間

4. 計画の対象となる区域と交通手段

4-1 計画の対象区域

本計画の対象区域は秋田県全域を対象としますが、生活圈域ごとに移動特性や運行する地域公共交通ネットワークの特性等が異なることから、本計画では県全体での方針等に加え、圏域別の方針等についても整理することとします。

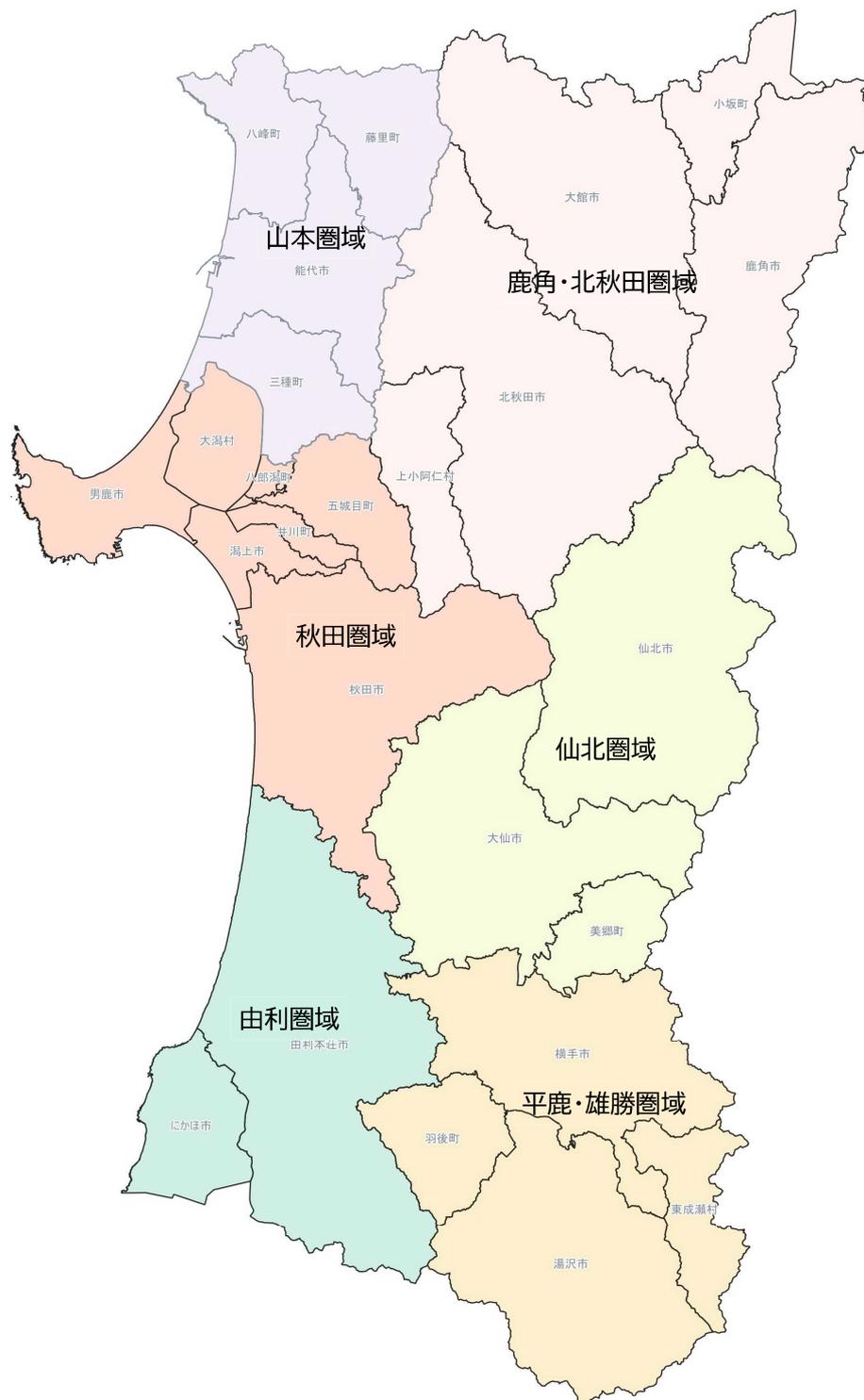


図 計画の対象区域

4-2 計画の対象とする交通手段

多様化する移動需要に対して既存の地域公共交通サービスだけで対応することが困難となっている現状を踏まえ、今般の活性化再生法の改正の趣旨の一つとして、地域公共交通だけでなく、地域にあるさまざまな移動サービスを総動員して、移動需要に対応する方向性が示されています。

本計画においても既存の地域公共交通サービスだけではなく、地域にあるさまざまな移動サービスの活用等を念頭に、計画の対象とする交通手段については以下のとおりとします。

- (1) 路線バス
- (2) マイタウン・バス等のコミュニティ交通
- (3) 鉄道（新幹線、JR在来線、第三セクター鉄道）
- (4) タクシー
- (5) 高速バス
- (6) 飛行機
- (7) フェリー
- (8) 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送、福祉有償運送）
- (9) 旅客運送以外の移動サービス（施設運送サービス、スクールバスなど）
- (10) レンタカー